

○秦野市水道事業給水条例

(昭和39年3月31日条例第43号)

改正	昭和39年12月12日条例第59号	昭和40年3月23日条例第6号	昭和40年7月1日条例第24号
	昭和40年9月25日条例第32号	昭和40年12月11日条例第34号	昭和41年3月25日条例第12号
	昭和41年4月25日条例第18号	昭和41年6月22日条例第25号	昭和42年6月6日条例第17号
	昭和43年3月26日条例第17号	昭和45年3月28日条例第22号	昭和45年6月25日条例第31号
	昭和49年2月28日条例第2号	昭和49年12月6日条例第30号	昭和52年6月30日条例第17号
	昭和53年6月21日条例第14号	昭和53年12月23日条例第34号	昭和54年6月8日条例第14号
	昭和56年6月30日条例第13号	昭和61年12月22日条例第30号	平成元年3月28日条例第11号
	平成2年9月8日条例第9号	平成4年6月9日条例第13号	平成4年9月10日条例第17号
	平成5年9月13日条例第20号	平成6年12月22日条例第15号	平成9年3月10日条例第2号
	平成9年12月24日条例第11号	平成10年3月12日条例第3号	平成11年12月21日条例第20号
	平成12年12月18日条例第27号	平成14年9月24日条例第15号	平成14年12月13日条例第18号
	平成16年12月14日条例第30号	平成17年12月13日条例第27号	平成17年12月13日条例第28号
	平成20年6月9日条例第14号	平成22年12月16日条例第19号	平成24年12月18日条例第24号
	平成25年11月29日条例第22号		

注 昭和53年6月から改正注記を付した。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、本市の水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他供給条件並びに給水の適正を保持することについて必要な事項を定める。

(平11条例20・一部改正)

(給水区域)

第2条 本市の水道事業の給水区域は、別表の区域とする。

(平11条例20・一部改正)

(用語の定義)

第3条 この条例の用語の意義は、次に掲げるところによる。

- (1) 「給水装置」とは、本市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、撤去又は修繕のための工事をいう。
- (3) 「工事費」とは、給水装置工事費をいう。

追加されます

- (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づき算出した消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき算出した地方消費税額を加えて得た額(加えて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をいう。

(平9条例11・平11条例20・平25条例22・一部改正)

(給水装置の種類)

第4条 給水装置の種類は、次のとおりとする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1か所で専用するもの
- (2) 私設消火栓 消防用に使用するもの

(昭61条例30・一部改正・削除・繰上、平11条例20・一部改正)

(給水装置の用途区分)

第4条の2 給水装置の用途区分は、次のとおりとする。

- (1) 家事用 住宅において日常生活の用に使用するもの
- (2) 業務用 第1号、第3号及び第4号に掲げる用途以外の用に使用するもの
- (3) 農業用 植物の栽培耕作の用に使用するもの
- (4) 臨時用 臨時栓を設けて工事その他一時的の用に使用するもの

(平11条例20・平16条例30・平22条例19・一部改正)

(給水装置所有者の代理人)

第5条 給水装置の所有者(以下「所有者」という。)が市内に居住しないとき又は市長において必要があると認めるときは、所有者は、この条例に定める一切の事項を処理するため市内に居住する者のうちから代理人を選定し、双方連署のうえ市長に届け出なければならない。代理人に変更があったときも、また、同様とする。

2 市長は、前項の代理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(平11条例20・一部改正)

(管理人の選定)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道使用に関する事項を処理させるため管理人を選定し、市長に届け出なければならない。管理人に変更があったときも、また、同様とする。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(昭61条例30・平11条例20・一部改正)

(同居人等の行為に対する責任)

第7条 給水装置の使用者(以下「使用者」という。)は、その家族、同居人、使用人その他従業者等の行為についても、この条例に定める責めを負わなければならない。

(平11条例20・平22条例19・一部改正)

(給水装置の管理)

第8条 所有者又は使用者は、常に最善の注意を払い良好な状態において給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異状があると認めるときは、直ちに市長に届け出て修繕その他必要な処置を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出がない場合で、その必要を認めるときは、修繕その他必要な処置をすることができる。

3 前2項に要した費用は、使用者又は所有者の負担とする。ただし、市長において特別の事情があると認める場合は、この費用を減免することができる。

4 所有者又は使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 給水装置を器物又は施設と連絡して使用することにより水道水を汚染させないこと。
- (2) 水道メーター(以下「メーター」という。)の点検、検査又は修繕の障害となる建築物、工作物若しくは物件を設置しないこと。
- (3) メーター、止水栓等を操作しないこと。

(平11条例20・平22条例19・一部改正)

第2章 給水装置の工事及び費用

(平11条例20・一部改正)

第9条 削除

(平9条例11・削除)

(工事の申込み)

第10条 給水装置工事(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項に規定する厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。)をしようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

- 2 給水装置工事について利害関係人がある場合は、申込者は前項の申込みに、その者の同意書を添えなければならない。

(平9条例11・平12条例27・一部改正)

(工事の施行)

第11条 給水装置工事は、工事をしようとする者からの申込みにより本市又は市長が法第16条の2第1項に規定する指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

- 2 指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、工事着手前に市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事完成後に市長の検査を受けなければならない。
- 3 法第25条の11第1項に定める指定の取消し要件に該当する場合において、指定給水装置工事事業者に考慮すべき特別の理由があるときは、市長は、指定の取消しに替えて、6か月を超えない期間を定め、指定の効力を停止することができる。
- 4 指定給水装置工事事業者に関する事項については、規則で定める。

(平9条例11・全部改正・一部改正、平11条例20・一部改正・繰下・追加)

(給水管及び給水用具の指定)

第12条 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 前項に規定する給水管及び給水用具の構造及び材質についての基準その他の必要な事項は、規則で定める。
- 3 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及びその取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 4 前項に規定する工法、工期その他の工事上の条件は、規則で定める。

(平9条例11・全部改正)

(工事費の負担)

第13条 工事費は、給水装置工事申込者の負担とする。ただし、市長が本市の費用で施行する必要があると認める給水装置工事については、本市がその費用の全部又は一部を負担する。

(平11条例20・一部改正)

(工事費の算出方法)

第14条 本市が施行する給水装置工事の費用は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 労力費
- (3) 道路復旧費
- (4) 諸経費

- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加

算する。

3 第1項各号に定める工事費の算出について必要な事項は、規則で定める。

(平9条例11・平11条例20・一部改正)

第15条から第17条まで 削除

(平9条例11・削除)

(工事費の未納の場合の措置)

第18条 本市が施行した給水装置工事の工事費を工事申込者が指定期限内に納入しないときは、市長は、給水の停止又は給水装置の撤去をすることができる。

(平11条例20・一部改正)

(工事の責任)

第19条 本市が施行した給水装置工事が完成の日から起算して60日以内に破損し、又はこれに異状があるときは、本市がこれを補修し、これに要した費用を負担する。ただし、その破損又は異状の原因が使用者等の責めによる場合は、この限りでない。

(平9条例11・平11条例20・一部改正)

第3章 給水

(給水の原則)

第20条 給水は、非常災害、水道施設の故障、公益上その他やむを得ない事情又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほかは、これを制限し、又は停止しない。

2 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、これを適用しない。

3 給水制限、停止、断水又は漏水のため、所有者に損害を生じることがあっても、本市は、その責めを負わない。

(平11条例20・一部改正)

(給水の方法)

第21条 給水は、メーターによる計量給水とする。ただし、市長が計量給水の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(平11条例20・一部改正)

(メーターの保管及び弁償)

第22条 メーターは、本市がこれを設置し、所有者又は使用者に保管させるものとする。

2 メーターの保管者がその責めに帰すべき理由により、メーターを亡失し、又はき損したときは、市長は、その損害額を弁償させることができる。

(平11条例20・一部改正)

第23条 削除

(昭61条例30・削除)

(届出)

第24条 所有者、使用者又は管理人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、5日以内に市長に届け出なければならない。

(1) 給水装置の使用を開始、廃止又は中止しようとするとき。

(2) 所有者、使用者の住所又は氏名に変更があったとき。

(3) 給水装置の用途に変更があったとき。

(昭61条例30・一部改正・削除、平11条例20・平22条例22・一部改正)

(消火栓の使用)

第25条 消火栓は、消火又は消防演習の場合のほか使用してはならない。

2 消火栓を消防演習のために使用するときは、市長の承認を得なければならない。

(平11条例20・一部改正)

(給水装置及び水質検査)

第26条 給水装置の機能又は水質について、所有者又は使用者から検査の請求があったときは、本市がこれを行い、検査の結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その費用を徴収する。

(平11条例20・一部改正)

第4章 料金、水道利用加入金及び手数料

(平11条例20・一部改正)

(料金の支払義務)

第27条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。

(昭61条例30・削除、平11条例20・一部改正)

(料金)

第28条 料金は、使用期間1か月(使用期間が1か月に満たないときは、1か月とみなす。)につき、次の表により算出した額に100分の105を乗じて得た額消費税等相当額を加えて得た額とする。この場合において、~~5円未満の端数があるときは、それを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、それを5円とする。~~

料金の種別 ＼ 用途区分	基本料金	超過料金 (1立方メートルにつき)
家事用	8立方メートルまでの分 520円	8立方メートルを超え20立方メートルまでの分 70円
		20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 80円
		30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 130円
		50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 195円
		100立方メートルを超える分 220円
業務用	8立方メートルまでの分 650円	8立方メートルを超え30立方メートルまでの分 95円
		30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 140円
		50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 195円
		100立方メートルを超え500立方メートルまでの分 220円
		500立方メートルを超える分 245円
農業用	8立方メートルまでの分 520円	8立方メートルを超え50立方メートルまでの分 家事用と同額
		50立方メートルを超える分 160円
臨時用	8立方メートルまでの分 1,700円	8立方メートルを超える分 400円

(昭53条例34・全部改正、昭61条例30・平元条例11・平6条例15・平9条例2・平11条例20・平16条例30・平22条例19・平25条例22・一部改正)

(料金の算定)

第29条 料金は、隔月定例日ごとにメーターの検針を行い、その示す給水量又は市長が認定した給水量を各月均等に使用したものとみなして算定する。

2 前項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、毎月又は定例日を変更して検針し、給水量を算定することができる。

3 月の中で給水装置の用途を変更した場合の料金は、使用日数の多い方の用途で前条の表を適用して算定する。

(平11条例20・一部改正)

(使用水量の認定)

第30条 計量給水における次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量の認定は、市長が行う。

(1) メーターに異状があるとき。

(2) 漏水その他の理由により使用水量が不明なとき。

(平11条例20・一部改正)

(料金算定の特例)

第31条 メーター検針の定例日から次の検針定例日までの期間の中途において給水装置の使用を開始し、中止し、又は廃止したときの料金は、第28条前段の使用期間に係るみなし規定にかかわらず、次の各号のいずれかに定めるところによる。

(1) 使用期間が1か月に満たない場合は、使用日数が15日以内で、かつ、使用水量が基本水量の2分の1の水量を超えないときの料金は、基本料金の額の2分の1の額

(2) 使用期間が2か月に満たない場合は、使用日数が31日以上45日以内で、かつ、使用水量が基本水量の2分の3の水量を超えないときの料金は、基本料金の額の2分の3の額

(平9条例11・平11条例20・一部改正)

(料金の前納)

第31条の2 市長は、工事用その他の臨時栓により給水を受けようとする者から、使用しようとする時から起算して3か月以内の期間に係る予定水量に相当する料金概算額を前納させることができる。

2 前項の料金概算額は、市長が必要と認めるときに随時精算する。

(平9条例11・平11条例20・一部改正)

(用途の認定)

第32条 用途の届出が事実と相違するときは、市長がこれを認定する。

(平11条例20・一部改正)

(料金の徴収方法)

第33条 料金は、納入義務者に納入通知書を発行し、2か月分ずつまとめて徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、1か月分ごとに徴収することができる。

(平11条例20・一部改正)

(水道利用加入金)

第33条の2 給水装置(消火栓を除く。以下この条において同じ。)の新設工事及び改造工事(メーター(市が設置し、又は市に寄附されたものに限る。以下この条において同じ。)の口径又は個数を増すものに限る。以下同じ。)の申込者は、それぞれの各号に定める額に~~100分の105~~を乗じて得た額消費税等相当額を加えて得た

額を水道利用加入金(以下「加入金」という。)として納付しなければならない。

- (1) 新設工事 設置するメーターの口径に応じ、次の表に掲げる額。ただし、工事の申込みの日の3年前からその申込みの日まで引き続き市内に住所を有する個人が自己の居住のため建築する住宅で、その給水装置の用途区分を家事用と市長が認めるときは、2分の1の額

メーターの口径	金額	
13ミリメートル	メーター1個につき	150,000円
20ミリメートル	同	200,000円
25ミリメートル	同	400,000円
40ミリメートル	同	1,200,000円
50ミリメートル	同	1,900,000円
75ミリメートル以上	同	規則で定める額

- (2) 改造工事 改造後のメーターの口径及び個数に対応する前号の表に規定する額から改造前のメーターの口径及び個数に対応する同号の表に規定する額を控除した額

- 2 前項に定めるもののほか、受水タンク又はこれに直結する給水用具から新たに給水を受けようとする者は、同項の規定により算出した額を加入金として納付しなければならない。
- 3 加入金は、給水装置工事の承認後、別に通知する納入通知書により納付する。
- 4 既納の加入金は、還付しない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(平6条例15・平9条例2・一部改正、平9条例11・一部改正・削除・繰上、平25条例22・一部改正)

(手数料)

第34条 市長は、次の表に掲げる手数料を徴収する。

区分	手数料	
給水装置工事手数料	工事費(諸経費を除く。)の8/100の額。ただし、1,000円未満のときは1,000円とする。	
給水装置工事事業者指定手数料	1件につき	10,000円
指定給水装置工事事業者証再交付手数料	1件につき	2,500円

- 2 前項の給水装置工事手数料は、給水装置工事の承認後、別に通知する納入通知書により納付し、給水装置工事事業者指定手数料は、申請の際発行する納入通知書により納付する。
- 3 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(平9条例11・全部改正)

(料金、加入金等の減額又は免除)

第35条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料その他の費用を減額又は免除することができる。

(平11条例20・一部改正)

第5章 工事負担金

(工事負担金)

第36条 市長は、住宅団地その他の建設をする者から、配水管その他の水道施設（以下「配水管等」という。）の設置されていない場所（配水管等が設置されていても、その能力が限界に達している場合を含む。）への給水の申込みを受け、新たに配水管等の設置を必要とするときは、その申込者から工事負担金を徴収することができる。

2 前項に規定する工事負担金の額は、その配水管等の設置に要する費用及びこれに付随する費用の合計額とする。

（平11条例20・一部改正）

第6章 管理

（昭56条例13・全部改正）

（検査及び費用負担）

第37条 市長は、管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、適当な処置をさせ、又は自らこれを行うことができる。

2 前項の検査及び処置に要する費用は、所有者が負担しなければならない。

（平11条例20・平22条例19・一部改正）

（停止処分及び過料）

第38条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、50,000円以下の過料に処し、その理由が継続する間給水を停止し、損害があるときは、これを賠償させることができる。

(1) 料金、加入金又は手数料の徴収を免れようとして詐欺その他の不正の行為をした者

(2) 係員の職務の執行を拒み、又はこれを妨害した者

(3) この条例又はこの条例に基づく規則に定める手続を経ないで給水工事を行い、又は給水装置を使用した者

(4) みだりに消火栓、止水栓又は制水弁を操作した者

(5) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において警告を発してもこれを改めない者

(6) 前各号のほか、この条例又はこの条例に基づく規定に違反した者

2 詐欺その他不正の行為により料金、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（その5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処する。

（昭61条例30・全部改正、平11条例20・平22条例19・一部改正）

（停止処分）

第39条 市長は、この条例により納付すべき料金及び手数料を納期限内に納付しないときは、完納するまで給水を停止することができる。

（平11条例20・一部改正）

第7章 貯水槽水道

（平14条例18・追加）

（管理に係る指導等）

第40条 市長は、法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道（以下「貯水槽水道」という。）の管理について必要があると認めるときは、貯水槽水道の所有者等でその貯水槽水道の管理に関する権限を有する者（以下「設置者」という。）に対して、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 市長は、設置者及び貯水槽水道の利用者に対して貯水槽水道の管理等に関する

情報提供を行う。

(平14条例18・追加)

(水質検査)

第41条 貯水槽水道の利用者からその給水栓の水に係る水質について検査の請求があったときは、本市がこれを行い、検査の結果をその者に通知する。

2 前項の検査を行った場合において、その検査に特別の費用を要したときは、その費用を徴収する。

(平14条例18・追加)

(設置者の法等に定める義務)

第42条 貯水槽水道のうち、法第3条第7項に定める簡易専用水道(以下「簡易専用水道」という。)の設置者は、法第34条の2に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理について検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、秦野市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成24年秦野市条例第24号)第14条に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理について検査を受けなければならない。

(平14条例18・追加、平24条例23・一部改正)

第8章 補則

(平14条例18・旧第7章繰下)

(委任)

第43条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平11条例20・一部改正、平14条例18・旧第40条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行し、第28条第2項のうち小原水道および東水道にあっては昭和38年11月分の使用料から適用する。

(旧条例の廃止)

2 次に掲げる条例は廃止する。

(1) 秦野市上水道使用条例(昭和34年秦野市条例第17号)

(2) 秦野市簡易水道使用条例(昭和31年秦野市条例第14号)

(経過規定)

3 この条例施行の際、現に旧条例の規定によりなされた申請、届出、その他の手続およびその他の処分についてはそれぞれこの条例の各相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(昭和39年12月12日条例第59号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年7月分の使用料から適用する。

附 則(昭和40年3月23日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年11月分の使用料から適用する。

附 則(昭和40年7月1日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、別表第2の改正規定については昭和40年7月分の使用料から適用する。

附 則(昭和40年9月25日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、本町第2水道にあつては昭和40年5月分の使用料から菩提水道にあつては昭和40年6月分の使用料から適用する。

附 則(昭和40年12月11日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行し、渋沢水道にあつては昭和40年5月分の使用料から南第1水道および西水道にあつては昭和40年9月分の使用料から適用する。

附 則(昭和41年3月25日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、別表第2の改正規定については昭和41年4月分の使用料から適用する。

附 則(昭和41年4月25日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年4月分の使用料から適用する。

附 則(昭和41年6月22日条例第25号)

この条例は、昭和41年7月1日から施行し、別表第2の改正規定については昭和41年8月分の使用料から適用する。

附 則(昭和42年6月6日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年3月26日条例第17号)

この条例は、昭和43年4月1日から施行し、別表第2および別表第3の改正規定については、昭和43年4月分の使用料から適用する。

附 則(昭和45年3月28日条例第22号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和45年6月25日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則(昭和49年2月28日条例第2号)

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行し、改正後の第4条の2および第28条の規定は、昭和49年4月分として徴収する料金から適用する。
- 2 この条例施行の際、改正前の条例による基本料金が附則別表の左らんに掲げる額で給水装置の用途が家事用であるものに限り、昭和49年4月分から昭和50年3月分までの基本料金は、改正後の条例第28条の規定にかかわらずそれぞれ同表右らんに掲げる暫定基本料金とする。ただし、改正前の基本料金が85円のものについては、昭和51年3月分までとする。

附則別表

改正前の基本料金	暫定基本料金
85円	85円
100円	130円

120円

140円

附 則(昭和49年12月6日条例第30号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表東水道の項の規定は、当該水道の給水開始の日から施行する。
- 2 この条例の規定による改正後の秦野市水道事業給水条例(同条例別表東水道の項を除く。)の規定は、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(昭和52年6月30日条例第17号)

- 1 この条例は、昭和52年9月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に行われる使用水量の検針に係る水道料金の計算についての改正後の秦野市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)第28条の規定の適用については、市長が定めるところによる。
- 3 この条例施行の際、現に都市計画法第32条の規定により協議が成立している開発行為については、この条例の規定にかかわらずなお従前の例による。
- 4 改正後の条例第33条の2及び第34条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる給水装置工事の申請について適用し、同日前に行われた給水装置工事の申請については、なお従前の例による。

附 則(昭和53年6月21日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、当該水道の給水開始の日から施行する。

附 則(昭和53年12月23日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日以後最初に行われる使用水量の検針に係る水道料金の計算についての改正後の秦野市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)第28条の規定の適用については、市長が定めるところによる。

附 則(昭和54年6月8日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、当該水道の給水開始の日から施行する。

附 則(昭和56年6月30日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年4月21日から適用する。

附 則(昭和61年12月22日条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日以後最初に行われる使用水量の検針に係る水道料金の計算についての改正後の秦野市水道事業給水条例第28条の規定の適用については、市長の定めるところによる。

附 則(平成元年3月28日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の秦野市公共下水道使用料徴収条例第4条又は秦野市水道事業給水条例第28条の規定にかかわらず、施行日前から継続して、公共下水道を使用し、又は水道事業による給水を受け、施行日から平成元年4月30日までの間に使用料又は料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料又は料金(施行日以後初めて使用料又は料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である公共下水道の使用又は水道事業による給水にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて使用料又は料金の支払を受ける権利が確定される使用料又は料金の前回確定日から施行日以後初めて使用料又は料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて得た金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する月数は、暦により計算し、1月に満たない端数があるときは、それを1月とみなす。

附 則(平成2年9月8日条例第9号)

この条例は、平成2年10月1日から施行する。

附 則(平成4年6月9日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の秦野市水道事業給水条例別表中菩提の一部及び八沢の一部のうち規則で定める区域(平成4年6月9日施行の規則第17号により定めた。)については、規則で定める日から施行する(平成6年3月規則第5号により同6年4月1日から施行)。

附 則(平成4年9月10日条例第17号)

この条例は、平成4年11月2日から施行する。

附 則(平成5年9月13日条例第20号)

この条例は、平成5年11月1日から施行する。

附 則(平成6年12月22日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(新旧料金の区分に係る市長による算定)
- 2 この条例の施行日以後最初に行われる使用水量の検針に係る水道料金の算定については、市長の定めるところによる。
(適用区分)
- 3 この条例による改正後の秦野市水道事業給水条例第33条の2の規定は、給水装置工事について、施行日以後における申込みから適用するものとし、施行日前における申込みについては、なお従前の例による。

(経過措置)

- 4 この条例の施行日前において現に口径20ミリメートルのメーターを使用している者及びそのメーターについて給水装置工事の申込みをした者が、施行日以後において新たにその給水装置の改造工事を申し込むことにより納付する加入金の額は、この条例による改正前の秦野市水道事業給水条例第33条の2第1項第1号の表に基づいて計算して得た額とする。

附 則(平成9年3月10日条例第2号)

改正 平成17年12月13日条例第27号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の秦野市公共下水道使用料徴収条例第4条又は秦野市水道事業給水条例第28条の規定にかかわらず、施行日前から継続して、公共下水道を使用し、又は水道事業による給水を受け、施行日から平成9年4月30日までの間に支払を受ける権利が確定する使用料又は料金(施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である使用料又は料金にあっては、その確定するもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料又は料金を前回確定日から施行日以後初めて使用料又は料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて得た額に限る。)については、「100分の105」を「100分の103」とする。

(平17条例27・旧第3項繰上)

- 3 前項に規定する月数は、暦により計算し、1箇月に満たない端数があるときは、それを1箇月とみなす。

(平17条例27・旧第4項繰上)

(適用区分)

- 4 この条例による改正後の秦野市水道事業給水条例第33条の2の規定は、給水装置工事について、施行日以後における申込みから適用するものとし、施行日前における申込みについては、なお従前の例による。

(平17条例27・旧第5項繰上)

附 則(平成9年12月24日条例第11号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月12日条例第3号)

この条例は、平成10年6月1日から施行する。(後略)

附 則(平成11年12月21日条例第20号)

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

- 第2条 この条例の施行日前に改正前のそれぞれ条例、これらに基づく規則及び秦野市道路占用規則(昭和32年秦野市規則第4号)の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの条例の施行の際現に改正前のそれぞれの条例、これらに基づく規則及び秦野市道路占用規

則の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)のこの条例の施行日以後における改正後のそれぞれの条例の適用については、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この条例の施行日前に改正前の秦野市道路占用規則の規定により本市に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、この条例の施行日前にその手続がされていないものについては、これを、この条例による改正後の秦野市道路の占用及び占用料に関する条例の相当規定により本市に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この条例による改正後の秦野市道路の占用及び占用料に関する条例の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第3条 この条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月18日条例第27号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年9月24日条例第15号)

この条例は、平成15年1月10日から施行する。

附 則(平成14年12月13日条例第18号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月14日条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の2及び第28条の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。
(新旧料金の区分に係る市長による算定)
- 2 平成17年4月1日以後最初に行われる使用水量の検針に係る水道料金の算定については、市長の定めるところによる。

附 則(平成17年12月13日条例第27号)

この条例は、平成18年4月1日から施行し、同日以後使用した公共下水道の使用料及び同日以後受けた給水に係る料金から適用する。

附 則(平成17年12月13日条例第28号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、秦野市水道事業給水条例別表秦野市水道事業の項給水区域の欄の改正規定中「立野台三丁目」の次に「、今泉台一丁目、今泉台二丁目、今泉台三丁目」を加える部分は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年6月9日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年12月16日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(新旧料金の区分に係る市長による算定)
- 2 この条例の施行日以後最初に行われる使用水量の検針に係る水道料金の算定については、市長の定めるところによる。

附 則(平成24年12月18日条例第24号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

追加されます

附 則(平成25年11月29日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(端数処理に係る経過措置)
- 2 この条例による改正後の秦野市公共下水道使用料徴収条例第4条又は秦野市水道事業給水条例第28条の規定にかかわらず、施行日前から継続して公共下水道を使用させ、又は水道水を供給することにより施行日から平成26年4月30日までの間に支払を受ける権利が確定する公共下水道の使用料(以下「使用料」という。)又は水道料金(施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である使用料又は水道料金にあっては、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料又は水道料金を前回確定日から施行日以後初めて使用料又は水道料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて得た額に限る。)に係る端数処理については、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する月数は、暦により計算し、1か月に満たない端数があるときは、それを1か月とみなす。

別表(第2条関係)

給水区域	給水人口 (人)	1日最大給水量 (m ³)
本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、河原町、元町、末広町、入船町、曾屋一丁目、曾屋二丁目、寿町、栄町、文京町、幸町、桜町一丁目、桜町二丁目、水神町、ひばりヶ丘、富士見町、曾屋の一部、上大槻の一部、新町、鈴張町、緑町、清水町、平沢の一部、上今川町、今川町、今泉の一部、大秦町、室町、尾尻、西大竹の一部、南が丘一丁目、南が丘二丁目、南が丘三丁目、南が丘四丁目、南が丘五丁目、立野台一丁目、立野台二丁目、立野台三丁目、今泉台一丁目、今泉台二丁目、今泉台三丁目、落合、名古木の一部、寺山の一部、小蓑毛の一部、蓑毛の一部、東田原の一部、西田原の一部、下落合、羽根の一部、菩提の一部、横野の一部、戸川の一部、三屋、	174,290	78,380

鶴巻の一部、北矢名の一部、南矢名の一部、下大槻の一部、鶴巻北一丁目、鶴巻北二丁目、鶴巻北三丁目、鶴巻南一丁目、鶴巻南二丁目、鶴巻南三丁目、鶴巻南四丁目、鶴巻南五丁目、南矢名一丁目、南矢名二丁目、南矢名三丁目、南矢名四丁目、南矢名五丁目、並木町、弥生町、春日町、松原町、堀西の一部、堀川、堀山下の一部、沼代新町、柳町一丁目、柳町二丁目、若松町、萩が丘、曲松一丁目、曲松二丁目、渋沢の一部、栃窪の一部、千村の一部、渋沢一丁目、渋沢二丁目、渋沢三丁目、渋沢上一丁目、渋沢上二丁目、千村一丁目、千村二丁目、千村三丁目、千村四丁目、千村五丁目、菖蒲の一部、三廻部の一部、柳川の一部、八沢の一部、松田町寄の一部

(平14条例15・全改、平16条例30・平17条例28・平20条例14・一部改正)